

# 出席停止の連絡票

平成 年 月 日

保護者様

学校名 滑川市立西部小学校

インフルエンザ、風疹、麻疹、水痘、流行性耳下腺炎等は学校保健安全法により主治医の許可があるまで出席停止扱いとなりますので、医師と相談のうえ適切な処置をとられるようお願いします。

## 記

1. 氏名 第 学年 組 氏名

2. 理由 インフルエンザ・百日咳・風疹・麻疹・水痘  
流行性耳下腺炎・咽頭結膜熱・結核  
その他の感染症 ( )

3. 期間 発病より医師が感染症予防上支障なしと認めた日まで

※ 平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( ) まで ( 日間)

※は後日学校で記入

主治医様

上記の疾病は感染の危険がなくなる日まで登校できないことになっています。診断・治療のうえ、下記の登校許可日を記入いただき、本人に渡していただきますようお願いいたします。

## 登校許可証明書

学校長様

病名: \_\_\_\_\_

登校許可日 平成 年 月 日

診断日 平成 年 月 日

主治医氏名 \_\_\_\_\_

- この連絡票は登校される際に必ず学校へお返しく下さい。
- 不明な点がございましたら養護教諭へお問い合わせください。

## 学校で予防すべき感染症及び出席停止の期間の基準

	対 象 疾 患	出席停止の期間の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ベスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く。） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風疹 水痘 咽頭結膜熱 結核	解熱した後2日を経過するまで  特有の咳が消失するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺の腫脹が消失するまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 感染のおそれなくなるまで
第3種	コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎 その他の感染症	感染のおそれなくなるまで